

2025年8月および9月の大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

2025年9月3日

JAバンクあきた

2025年8月および9月に発生した大雨による被害により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お近くの店舗までお願い申し上げます。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. ご事情により、定期預金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
3. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
4. 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
6. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
7. 災害等の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

○災害救助法適用市町村

別添1「令和7年8月20日からの大雨にかかる災害救助法の適用について」および別添2「令和7年9月2日からの大雨に係る災害救助法の適用について」のとおり

以 上